参考資料-3

# 「名取川水系河川整備学識者懇談会」設立趣意書

名取川の変化に富む自然や景観は古くから地域の人々に親しまれ、その流れは、流域内の社会・経済・文化を支える重要な役割を果たしてきました。

しかし、名取川は過去幾度と無く洪水に見舞われ、当地区に甚大な被害をもたらしてきたことも事実です。特に昭和 25 年 8 月洪水では、仙台市を中心に死者・行方不明者 10 名、流出・全半壊家屋約 310 戸、家屋浸水約 4,500 戸という未曾有の被害を被り、さらに昭和 61 年 8 月、平成 14 年 7 月と大規模な洪水が発生しています。また、洪水のみならず昭和 53 年 6 月の宮城県沖地震により死者 27 人、全半壊家屋 7,500 戸（宮城県内被害）が生じており、同等規模以上の地震が今後、30 年の間に 99%の確率で発生すると予想されています。

名取川水系の近代治水事業は、昭和 16 年以降となり、当時の人口・資産の増加に対処すべく、治水・利水等の視点から碁石川筋に釜房ダムを計画し、仙台市街地等を洪水から防御することを目的として、河道の改修を実施したのが始まりです。

その後､昭和 25 年 8 月の大洪水を契機にこれまでの計画を見直し､河道掘削、築堤、護岸が施工されました。さらに、大倉ダム・釜房ダム計画の変更に伴い治水計画を改定してきました。また、昭和 39 年制定の新河川法を受け、昭和 41 年に名取川水系が一級河川として指定され、名取川水系工事実施基本計画を策定、昭和 60 年の改定を経て、これまで水系の一貫した河川整備を行ってきました。

一方、豊かで潤いのある質の高い生活や、良好な環境を求める国民ニーズの増大等､最近の動きに的確に応えるため､平成 9 年に河川法が改正されました。その目的に「治水」「利水」のほか、新たに「河川環境の整備と保全」が加えられると共に、従来の「工事実施基本計画」にかわり、河川整備の基本となるべき方針を定める「河川整備基本方針」と、今後概ね 30 年間の具体的な河川整備に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが位置づけられました。更に､「河川整備計画」の案を作成する段階においては、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた整備を推進するため、河川に関し学識経験を有する者、関係住民、県知事又は関係市町村の長の意見を反映する手続きが導入されました。

名取川水系の河川整備基本方針は、平成 19 年 3 月 30 日に社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て決定したところであり、今般、その方針に沿って、名取川水系河川整備計画を策定することとしました。そのため、河川に関して学識経験を有する方々から意見を聴くための「名取川水系河川整備学識者懇談会」を設立するものです。